

医療法人運忠会 一般事業主行動計画

(令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間)

①育児休業、育児休業給付、産前産後休業、産後パパ育休（出生時育児休業）についてのパンフレットを作成して職員に配布し、制度の周知を図る。

<理由>

育児休業等の制度について規程はあるが、あまり周知されていないため。また、産後パパ育休について認知度が低く、利用している職員が少ないため。

<対策>

令和6年10月 制度についてのパンフレットを作成して職員に配布する。

②年次有給休暇の取得率を70%以上にする。

<理由>

令和5年の取得率が約63%であるため、より取得できるよう取り組む。

<対策>

令和6年4月 計画的な取得に向けて各種会議等で制度について検討、周知する。

令和7年3月 令和6年度の取得状況を把握する。

令和8年3月 令和7年度の取得状況を把握する。

③近隣の学校から職場体験や実習等の依頼があった場合、積極的に受け入れる。(新型コロナウイルス等の感染状況を考慮しながらではあるが、できるだけ受け入れる。)

<理由>

医療や介護の仕事を体験してもらい魅力に気付いてもらうことで、医療・介護の人材確保に少しでも貢献するため。また、運忠会の良さを地域の子どもたちやその家族に知ってもらうため。

<対策>

令和6年4月～令和8年3月 依頼があった場合は業務に支障のない範囲で積極的に受け入れる。